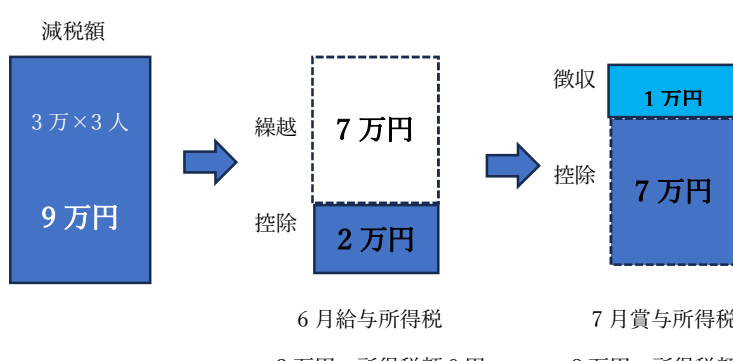


令和6年6月

「定額減税」実施のお知らせ

物価高による国民の負担を緩和し、デフレに後戻りさせないための措置の一環として、所得税と住民税の定額減税が実施されます。

実施時期	令和6年6月以降支払われる給与等から実施
控除額	<p>納税者本人 + 扶養親族等※</p> <p>一人当たり</p> <p>所得税 30,000円 住民税 10,000円 合計 40,000円</p> <p>【例】 本人+扶養親族等2人=計3名の場合</p> <p>所得税 90,000円 住民税 30,000円 合計 120,000円</p> <p>※同一生計配偶者と扶養親族</p>
所得税 控除方法	<p>令和6年6月以降の給与等から所得税の控除が行われます。 6月の給与から控除しきれない分は翌月以降に繰り越して控除します。</p> <p>【例】本人+扶養親族等2人=計3名の場合</p>  <p>減税額</p> <p>3万×3人 9万円</p> <p>繰越</p> <p>7万円</p> <p>控除</p> <p>2万円</p> <p>徴収 1万円</p> <p>控除</p> <p>7万円</p> <p>6月給与所得税 2万円⇒所得税額0円</p> <p>7月賞与所得税 7万円⇒所得税額1万円</p>
住民税 控除方法	<p>令和6年6月分給与では住民税の特別徴収を行いません。 定額減税後の住民税額を11分割し、令和6年7月～令和7年5月分の給与で特別徴収が行われます。</p>
給与明細	給与明細に定額減税の処理状況が記載されます。